

閱覽用

令和4年6月20日

第6回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第6回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月20日(月) 午後1時57分から午後2時51分

2 開催場所 安達公民館 集会室

3 出席した委員

農業委員(17名)

1番 野地 太郎

2番 佐藤 勝則

3番 大内 和長

4番 菅野 一紀

5番 川口 美奈子

6番 武藤 一夫

7番 安齋 栄

8番 安齋 喜八

9番 佐久間 栄吉

10番 武藤 栄利

11番 菅野 秀和

12番 根本 信康

~~13番 佐藤 孝志~~

14番 佐藤 美由紀

15番 遠藤 伝栄

16番 馬場 利正

17番 松本 太

18番 齋藤 弘美

~~19番 奥平 貢市~~

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 菊地 清吉

21番 佐藤 孝

22番 武藤 善朗

23番 安齋 浩一

24番 佐藤 一男

25番 佐藤 薫

26番 石川 重彦

27番 菅野 正寿

28番 佐藤 洋三

29番 平 義一

30番 大石 忠雄

31番 遊佐 一夫

32番 渡邊 久

33番 伊藤 金志

34番 渡邊 一正

~~35番 遠藤 康子~~

36番 大内 信一

37番 安齋 秀明

38番 武藤 健之

4 欠席委員

農業委員

13番佐藤孝志委員、19番奥平貢市委員

農地利用最適化推進委員

35番遠藤康子委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用
施設等の届出について

第4 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変
更申請について

第6 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について

第8 議案第35号 営農型発電設備の設置に関する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（野地太郎）会長職務代理者 これより、令和4年第6回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後1時57分）

議長（野地太郎）会長職務代理者 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員19名中18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、13番佐藤孝志委員、19番奥平貢市委員、35番遠藤康子委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（野地太郎）会長職務代理者 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（野地太郎）会長職務代理者 それでは、5番川口美奈子委員、8番安齋喜八委員の両名を指名いたします。

議長（野地太郎）会長職務代理者 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（野地太郎）会長職務代理者 異議なしと認め、会期は本日1日間と決
しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取
り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（野地太郎）会長職務代理者 それでは、日程第3、報告第1号「農地
法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を
議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の
届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出が
あったので審議を求めます。

令和4年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1は、XXXXXXXXXX・XXXXXXXXXXより、農業用倉庫建築のため、
農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出がありま
したので報告いたします。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（野地太郎）会長職務代理者 よろしいですか。

以上で、報告第1号についての報告を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 次に、日程第4、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、借受人の新規就農のため、貸付人は相手側の要望を受けて、申請地に解除条件付きの賃借権を設定するものであります。

番号2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、貸付人の経営移譲年金受給のため、借受人に使用賃借権を設定し、農業経営の継承を行うものであります。

番号4につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要

望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号5につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号6につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（根本信康）委員 12番、根本です。議案31号の1について、現地調査ならびに聞き取り確認をした報告をいたします。

まず貸付人の■■■■さんにつきましては、なかなか連絡がつかなくて、昨日おとといと、何とか連絡がとれて本人とは話す事ができなかつたんですけれども、奥さんに間違いがないということの説明を受けました。あと、借受人の■■■■さんにつきましては、会社をやられていますかどうなんですかと聞きましたら、本人は野菜を作りたいという事で説明がありましたので、事務局説明どおり許可相当かと思えます。以上です。

23番（安齋浩一）委員 23番、安齋です。議案第31号番号2について調査内容を報告いたします。

6月14日、譲渡人の■■■■さんおよび譲受人の■■■■さん、電話にて申請内容に間違いがないかどうかの確認を行いました。6月18日、齋藤弘美委員とともに現地を確認した結果、事務局説明どおりで申請内容に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

25番（佐藤 薫）委員 25番、佐藤です。議案第31号の3について、ご報告をいたします。

6月18日午前8時に、現地にて譲受人の■■■■さん、譲渡人は■■■■さんの父親にあたるんですが、高齢で体調がままならないということで、■■■■さんは息子さんに全て任せておくという事でしたので、農業委員の安齋喜八さんと私の3人で現地を確認いたしました。現地は3年前の水害がありまして、ようやく工事が終了して、田んぼとして今年は作付けに間に合わなかったんですが、来年以降、利用したいという意向でした。また、今回の理由については、事務局説明のとおりでございまして、経営移譲年金受給のために息子さんに譲り渡しするという事ですので、特に問題ないのかなと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第31号4について報告します。

6月15日に譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんと連絡を取り、6月17日の朝5時から■■■■さんと■■■■さんと佐藤一男委員と私の4人で現地の確認をしました。内容は事務局の発表のとおりです。現地の整地は

完了しており、畑として使用できる状況でありました。■■■■さんと■■■■さんとの話し合いの結果、特に問題がないとの事でしたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

6番（武藤一夫）委員 議案第31号番号5番についての調査説明をさせていただきます。

6月15日午前7時30分より、最適化推進委員の菅野正寿さん、私と譲受人の■■■■氏と3名で現地を視察してまいりました。譲渡人の■■■■さんは郵便局の局長であり、ちょっと時間的に都合がつかなかったために、電話の確認となりました。調査の結果、何ら問題なく許可相当と思われます。少ない面積なんですけど、残地を使いやすく譲り受けたということでもありますので、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

14番（佐藤美由紀）委員 議案第31号番号6について、調査内容を報告します。

6月15日、推進委員の武藤善朗さんと現地確認を行いました。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは都合が悪く、6月13日に電話で聞き取り確認をしています。どちらも間違いないとの事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（野地太郎）会長職務代理者 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(野地太郎)会長職務代理者 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(野地太郎)会長職務代理者 全員賛成ですので、議案第31号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(野地太郎)会長職務代理者 次に、日程第5、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和4年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第33号1と同一事業となります。設定人は当初宅地拡張を計

画していましたが、事業遂行が困難となったため、被設定人が使用貸借権設定を受け、一般住宅として利用します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案第32号番号1と同一事業であります議案33号番号1について、調査内容を報告いたします。

6月14日午後5時より現地にて、貸付人の[]さんから大内忠雄推進委員と私で聞き取り調査を行いました。借受人の[]さんは、[]さんの娘さんで親子関係でした。電話で確認し、内容に間違いのない事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（野地太郎）会長職務代理者 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（野地太郎）会長職務代理者 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第32号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（野地太郎）会長職務代理者 全員賛成ですので、議案第32号、番号
1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（野地太郎）会長職務代理者 次に、日程第6、議案第33号「農地法
第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号3については、■■■■番■■■■委員が議案に関係しますので、
農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用して、議事に参与できない取
り扱いとし、関係委員を除斥して審議することとします。

よって、まず、議案第33号、番号3を審議することとしますので、■■■■番
■■■■委員の退席を求めます。

(■■■■番 ■■■■委員 退席)

議長（野地太郎）会長職務代理者 議案第33号、番号3について、事務局
の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号3、子どもの成長に伴い居住スペースが不足するため、申請地に住宅新築を計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の準工業地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 事務局の説明が終わりました。

引き続き、議案第33号、番号3について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案第33号番号3について、調査内容を報告いたします。

6月16日午後1時30分より、現地にて行政書士の■■■■さんから、■■■■推進委員と2人で聞き取り調査を行いました。譲受人の■■■■さんには電話で確認し、内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（野地太郎）会長職務代理者 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、議案第33号、番号3についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（野地太郎）会長職務代理者 それでは採決いたします。

議案第33号、番号3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（野地太郎）会長職務代理者 全員賛成ですので、議案第33号、番号
3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

■ 番 ■ 委員の除斥を解きます。

(■ 番 ■ 委員 復席)

議長（野地太郎）会長職務代理者 次に、議案第33号、番号1から番号5
のうち、番号3を除く4件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

番号1、議案第32号1と同一事業となります。現住居の老朽化のため、申
請地に住宅建替えを計画します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分につ
いて、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種
農地と判断されるものであります。

議案書8ページから10ページにかけてをご覧ください。

番号2、当該地区は狭隘道路が多く、住宅の建替えが困難となっており、住
環境改善のため申請地に住宅用地造成を計画します。汚水は下水道を新たに整

備し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号4、近隣に主要な公共施設があり、必要面積を確保でき、交通の便が良いことから申請地に保育園建築を計画します。汚水は市道埋設の下水管へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、実家から独立して生活するため、申請地に住宅新築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案33号番号1について、調査内容を報告します。

こちらは議案32号番号1と同一事業であります。先ほどと同じく6月14日午後5時より現地にて、貸付人の■■■■■さんから、大石忠雄委員と私で聞き取り調査を行いました。借受人の■■■■■さんには電話で確認し、申請内容に間違いのないとのことでした。調査結果、特に問題がないため許可相当と考え

ましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

続きまして議案33号番号2について、調査内容をご報告いたします。6月16日午後1時より現地にて、都市計画課の[]さんと[]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の総数8名からは電話で確認し、内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第33号番号4について、調査内容を報告いたします。

去る15日午前11時より、貸付人の[]氏のお母さん、[]さんと借受人の代理人であります[]の[]氏に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明のとおりですが、敷地の北側に用水路がありU字溝を入れたいと、約1メートルのU字溝で、なおかつ蓋をするという事であり、用水路を利用する人たちは了解済みですという事で報告を受けたんですが、たまたま私がおかしいんじゃないのかと話しました。以前、私が用水路の泥をあげようとして、大変骨を折ったんですが、なおかつ1メートル近くのU字溝を入れるという事になると作業が困難になってしまい、用水路が蓋付きになることで、下で利用する人たちが困るのでは、ちょっと、このま

までは許可は難しいということで、お話をしました。どうするかという話になりまして、1メートルのU字溝を入れ泥等が詰まった場合には、借受人の保育園で、その泥上げを速やかに行うという事を口頭で約束してくれました。なおかつ、文書でも取り交わすという事で、その文書を農業委員会のほうに送ってもらって、その文書を確認次第、許可したいと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

26番(石川重彦)委員 26番、石川です。議案第33号番号5について、調査内容を報告いたします。

昨日6月19日午後2時より、■■■■さんと息子さんの■■■■さん、農業委員の武藤栄利さんと私4人で、現地において説明を受けました。事務局の説明のとおりで、何ら問題なく許可適当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長(野地太郎)会長職務代理者 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番(馬場利正)委員 33号の4についての安齋委員の説明だったんですが、実際には話の中では、用水路の問題というのは非常に大事な問題で、それが実際文書が交わされていない中で、このように出されても、実際に相手は広島県であり、用水路の下の農業者にとっては、死活問題だと思うんですね。まず、きちんと文書を取り交わした上で、下の農地の調整もした上で、本来は申

請すべきだと、私は認識していますが、いかがですか。

事務局　それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、今、馬場委員から説明がありましたとおり、事業実施の際には、当然、要件の中に周りの営農に影響を及ぼさないというのは、事業実施の要件という形になっています。それで、今回の案件に関しましては、今、安齋栄委員のほうからもあったんですが、借り受けをされている安齋栄委員、実際に営農をされていますが、事業者さんの方は、所有者さんの方には連絡をしたという事ではあったんですけども、連絡がもれてしまったという事でございました。実際、用水の関係に問題がございますので、それについては地元の方で調整をいただいて、文書は農業委員会に届いてはいないところなんですけど、とりあえず事業者と委員の方には取り交わす文書の中身を確認いただいて、こちらの方を本日付けまでで、文書の取り交わしをするという形では確認してございます。なお、馬場委員からありましたとおり、基本的には、事前に業者さんと調整まで終わるというのが前提ではございますが、今回につきましては、内容の確認までしているという事と、先ほど、安齋委員からのご報告もありましたとおり、文書の到着を待つて許可をするという事になります。議案については、今日可決をいただいても、許可日は今日ではございません。文書が届き次第、許可をするという事で、担当委員の報告もいただいておりますので、今回、内容まで確認いただいているものが届き次第、許可をしたいというふうに思っております。なお、ご指摘のありましたとおり、基本的には内容の確認が取れた後に申

請を受けるというのが基本でございますので、こちらについては、徹底していききたいというふうに思います。以上でございます。

16番（馬場利正）委員　事務局の説明は、事務的で非常に明快な説明で、なるほどなというふうに思っています。ただ、こういう書類の問題というのは、完全な形でないと、後でという話はないので、私は、全ての書類がそろった上で許可するべきだと思いますが、あとは皆さんの判断になろうかと思っています。

7番（安齋 栄）委員　馬場委員のお話はごもっともなんですけれども、この問題はたまたま私が利用権設定で借りていたという事で、地権者の方には、お話がいていたんですね。地権者の方が亡くなって、私と契約した人が亡くなって、奥さんが管理をしている中で、私への連絡の漏れがあったようです。ちょっと事業者のほうも急いでいる部分もあったものですから、私も文書が届き次第許可する方法ではどうかという事で、事務局とも事前に話をしていたという経緯がございます。以上です。

事務局　馬場委員からもお話がありましたとおり、やはり基本的には、書類がそろってから確認をして、全て整ってからという形での申請が大前提ということでは間違いないのかなと思います。あと、安齋栄委員からもありましたが、ちょっと連絡等不備な部分もあったんですが、実際に、事業者で急いでいる部分もございまして、事業者の方、代理人の方との内容等の確認は全て終わっておりますので、あとは文書が届くのを待つのみという状況でございます。大変申し訳ございませんが、今回に関しましては、そのような手続きの中で、進め

させていただきたいと思いをします。

議長（野地太郎）会長職務代理者　それでは、議案第33号、番号1から番号5のうち、番号3を除く4件について採決いたします。

議案第33号、番号1から番号5のうち、番号3を除く4件について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（野地太郎）会長職務代理者　全員賛成ですので、議案第33号、番号1から番号5のうち、番号3を除く4件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野地太郎）会長職務代理者　次に、日程第7、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号2について、■■■■番■■■■委員が、番号11及び番号12について、■■■■番■■■■委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第34号、番号2を審議することとしますので、■■■■番■■■■委員の退席を求めます。

（■■■■番■■■■委員 退席）

議長（野地太郎）会長職務代理者 議案第34号、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

議案第34号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、6月30日を予定しております。

番号2番につきましては、12筆・29,892平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものとなります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号2番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第34号、番号2についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（野地太郎）会長職務代理者 それでは採決いたします。

議案第34号、番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(野地太郎) 会長職務代理者 全員賛成ですので、議案第34号、番号
2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

(■番 ■委員 復席)

議長(野地太郎) 会長職務代理者 次に、議案第34号、番号11、番号
12を審議することとしますので、■番 ■委員の退席を求めます。

(■番 ■委員 退席)

議長(野地太郎) 会長職務代理者 議案第34号、番号11、番号12につ
いて、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

番号11番につきましては、2筆・621平方メートルに利用権の再設定の
ために申請があったものとなります。

議案書18ページをご覧ください。

番号12番につきましては、2筆・1,427平方メートルに利用権の再設
定のために申請があったものとなります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号11番、12番につきまして、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第34号、番号11、番号12についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（野地太郎）会長職務代理者 それでは採決いたします。

議案第34号、番号11、番号12について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（野地太郎）会長職務代理者 全員賛成ですので、議案第34号、番号11、番号12については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

（■番 ■委員 復席）

議長（野地太郎）会長職務代理者 次に、議案第34号、番号1から番号12のうち、番号2、番号11及び番号12の3件を除く9件について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書20ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区26筆61、766平方

メートル、安達地区20筆29,690平方メートル、東和地区7筆7,846平方メートル、合計53筆99,302平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書12ページの番号1番、議案書14ページの番号3番、5番、議案書15ページの番号6番、議案書16ページの番号6番となります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1番から番号12番のうち番号2番、11番、12番の3件を除いた9件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（野地太郎）会長職務代理者 それでは、議案第34号、番号1から番号12のうち、番号2、番号11及び番号12の3件を除く9件について採決いたします。

議案第34号、番号1から番号12のうち、番号2、番号11及び番号12の3件を除く9件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を

お願いします。

(全員挙手)

議長（野地太郎）会長職務代理者 全員賛成ですので、議案第34号、番号1から番号12のうち、番号2、番号11及び番号12の3件を除く9件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（野地太郎）会長職務代理者 次に、日程第8、議案第35号「営農型発電設備の設置に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書21ページをご覧ください。

議案第35号営農型発電設備の設置に関する意見について。

営農型発電設備の設置に関し、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領（平成30年6月1日付け30農支第1044号福島県農林水産部長通知）第2の（4）の規定により、「位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」について、市長から意見を求められたので審議を求める。

令和4年6月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

作付け予定作物は、麦であります。

申請地へは、隣接する農地と距離を開けて太陽光パネルを設置するため、周辺農地の効率的な利用に支障はないと考えられます。また、新たな取水・排水は発生しないため、農業用排水施設の機能等にも支障を及ぼすおそれがない

と考えられるものであり、この営農型発電設備の設置については、後日、市長の意見書を添付して転用許可申請書が提出される予定であります。

なお、申請人氏名および設置理由につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（野地太郎）会長職務代理者 以上で事務局の説明が終わりました。

只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

2番（佐藤勝則）委員 この営農型発電に関する作物について、何を作るのか確認したいと思います。

事務局 議案書に記載はありませんでしたが、3箇所とも麦です。

議長（野地太郎）会長職務代理者 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第35号について、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（野地太郎）会長職務代理者 全員賛成ですので、議案第35号については、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに決定いたしました。

議長（野地太郎）会長職務代理者　　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和４年第６回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後２時５１分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年6月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 川口 美奈子

署 名 委 員 安齋 喜八

